

議案第 1 2 7 号

前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 5 年前橋市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

有料駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

- (1) 前橋駅東側自転車等駐車場及び新前橋駅東口自転車駐車場 午前 0 時から翌日の午前 0 時まで
- (2) 前号以外の有料駐車場 午前 6 時から午後 1 0 時まで

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。